

京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月22日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第2号

京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を改正する規則
京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の一部を次のように改正する。
第2条中「令和4年3月31日」を「令和4年10月31日」に改める。
附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)